

学校保健安全法に基づく学校感染症

	感染症名	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱	治癒するまで
	クリミア・コンゴ出血熱	
	南米出血熱	
	痘そう	
	ペスト	
	マールブルグ病	
	ラッサ熱	
	急性灰白髄炎	
	ジフテリア	
	SARS	
鳥インフルエンザ(H5N1)		
第二種	インフルエンザ(鳥インフルエンザを除く)	発症後5日経過し、かつ解熱後2日間
	百日咳	特有のせきが消える、または5日間の抗菌性物質製剤による治療終了まで
	麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
	水痘(水ぼうそう)	全ての発疹が痂皮化するまで
	風疹(三日ばしか)	発疹が消失するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	腫瘍症状消消退後2日経過まで
結核	医師が感染のおそれがないと認めるまで	
第三種	コレラ	医師が感染のおそれがないと認めるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	その他の感染症	